第22号議案

東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬 剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月6日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校 薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年3月台東区条 例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第1 3項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校 薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正す る。

第12条第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第1 2項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成 24年4月1日から施行する。